

## 様式 1 - 1 ( 公告例〔共通事項〕 )

### 建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札 ( 事後審査・郵送方式 ) 公告〔共通事項〕

#### 1 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項 ( 入札公告日から落札決定日までの間 )

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 測量法第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県の建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ( 昭和 60 年 7 月 30 日付け 60 監第 288 号 長野県土木部長通知、以下「指名停止要領」という。 ) に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者であること。
- (5) 長野県及び公社発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (6) 長野県及び公社発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱 ( 平成 15 年 4 月 1 日 会検第 1 号 ) 第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (7) 長野県及び公社発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (8) 長野県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

#### 2 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 設計図書等の閲覧等  
本業務に係る設計書、図面、仕様書及び契約書 ( 案 ) ( 以下「設計図書等」という。 ) は長野県公式ホームページ ( <http://www.pref.nagano.jp/nyusatu/kibogata.htm> ) に掲載する。  
ア ホームページへの掲載期間は、入札公告に示すとおりとする。  
イ 設計図書等に対する質問及び回答  
(ア) 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に指定の場所に、質問書 ( 指定様式 ) を提出することができる。  
(イ) 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間、長野県公式ホームページ ( <http://www.pref.nagano.jp/nyusatu/kibogata.htm> ) に掲載することとし、質問者には回答しない。
- (3) 入札方式並びに開札の日時及び場所  
入札書の郵送による入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。
- (4) 入札参加資格要件の審査  
開札後、落札者とするため必要がある者について入札参加資格要件の審査を行う。

#### 3 入札方法等

- (1) 入札書等の提出等  
ア 入札書等の提出期限及び場所は、入札公告に示すとおりとする。  
イ 入札書等の提出は、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。  
ウ 入札書等は、提出期限までに入札公告に示す提出先に到達しなければならない。  
( 提出期限の日の 24 時までの受領時間帯が表示されたものは、提出期限内に到達したものとす  
る。 )  
エ 入札書等の郵送方法  
(ア) 入札書等の郵送は外封筒及び中封筒の二重封筒とする。  
(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、業務名、業務箇所名及び入札者の商号又は名称を記載すること。  
(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び業務費内訳書を入れ、封筒の表面に、開札日、業務名、業務箇所名、入札者の商号又は名称、資格付与通知に示した業者コード、担当者名、担当者連絡先 ( 電話番号・FAX 番号 ) 及び県内営業所所在地 ( 県外本社で県内営業所を有する場合に限る。 ) を記載すること。  
(イ) 外封筒及び中封筒の表紙には、様式 1 - 2 の第 7 に記載の「外封筒及び中封筒張り付け用紙」に入札者の商号又は名称、資格付与通知に示した業者コード、担当者名、担当者の連絡先 ( 電話番号 ) 及び県内営業所所在地 ( 県外本社で県内営業所を有する場合に限る。 ) を記載の上、切り取って張り付けること。ただし、「外封筒及び中封筒張り付け用紙」以外の方法で表

記した場合も有効とする。

オ 1つの中封筒に2つ以上の入札書を同封してはならない。

カ イの郵送方法以外の方法により提出された入札書等は受理しない。

キ 提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。

ク 一度提出した入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めない。

ケ 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札（開札）

ア 開札は、入札公告に示す日時、場所において開札を行う。

イ 開札は、公開とする。

ウ 理事長は、開札に当該入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせるものとする。

エ 入札経過書の立会人欄には、事前の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。

オ 理事長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に出席していないときには、第3項の入札事務に関係のない公社職員に、くじを引かせ、順位を決定するものとする。

カ 理事長は、落札を保留し、入札情報を長野県公式ホームページへの掲載及び閲覧に供するものとする。

キ 理事長は、最低価格入札者から順に実施要領第3第1号のアからエ、カからク、第14の入札参加資格要件、第16の業務費内訳書の審査、第18の入札参加資格要件審査を順番に行うものとする。

## 4 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（低入札試行要領に基づく失格基準価格を下回って入札した者を除く。）を落札者とする。

## 5 業務費内訳書の提出

入札参加者は、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）入札心得」第3条の規定に基づき、入札書とともに業務費内訳書を提出しなければならない。

## 6 入札保証金

納付を免除する。ただし、落札候補者として決定された者が入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

## 7 入札参加資格要件の審査

### (1) 入札参加資格要件審査手続

開札後に、落札者を決定するための入札参加資格要件の審査を行うので、理事長の指示のあった者（以下「落札候補者」という。）は、入札公告の4に掲げる書類を期限までに持参提出しなければならない。なお、資格要件の審査の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格要件の審査を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格要件の審査は行わない。

### (2) 入札参加資格要件審査書類の提出方法、提出場所及び提出期限

入札公告に示す入札担当へ、理事長から提出の指示があった日の翌日から起算して原則として2日（長野県の休日を含める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参すること。

### (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札者として決定された者には、入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に連絡する。ただし、入札参加資格要件の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

### (4) (3)の審査の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められた落札候補者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、実施要領第2第1項の規定に基づき、その理由について苦情を申立てることができる。

### (5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために理事長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、その効力を失う。

## 8 契約保証

落札者は、契約と同時に契約書（案）第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第143条第3号、同条第5号及び同条第7号に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

## 9 入札の無効

- (1) 「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）入札心得」第12条に掲げる入札書は不受理とする。
- (2) 「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）入札心得」第13条及び第14条に掲げる入札書は無効とする。

## 10 その他

- (1) 入札参加者は、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）入札心得」を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 落札者の決定後、本件入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。
- (4) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することができない。  
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
  - ア 役員の過半数、又は、代表権のある役員が兼務している。（常勤・非常勤を問わない）
  - イ 親会社と子会社。（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
  - ウ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。
  - エ 事業協同組合とその構成員。